

薬生食輸発0831第3号  
平成30年8月31日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(中国産養殖鰻及びその加工品の証明書様式変更)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号（最終改正：平成30年8月31日付け薬生食輸発0831第1号）により通知したところである。

今般、中国政府から、中国政府が発行するオキシリニック酸に係る証明書の様式を変更した旨の連絡があったことから、同通知の別添3の中国産養殖鰻証明書様式を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

なお、当該証明書については、本年8月21日以降に発行されたものについて受け入れて差し支えないものとし、従前の様式については、本年8月20日までに発行されたものまで受け入れることとする。